

令和6年(2024年)11月12日

市内各介護事業所 管理者様

八王子市福祉部高齢者いきいき課

業務継続計画未策定減算及び身体拘束廃止未実施減算等に係る経過措置の終了について(通知)

日頃より、八王子市の介護保険施策に対しご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年度介護報酬改定の改定事項のうち、経過措置が令和7年(2025年)3月31日に終了する事項がございますのでお知らせいたします。特に、一部のサービスにおいて、業務継続計画(BCP)の策定及び身体的拘束の適正化措置を実施していない場合、令和7年(2025年)4月1日より減算が適用されますので、下記の内容を御確認の上、適切に御対応していただきますようお願いいたします。

なお、減算とならないための届出につきましては、厚生労働省から詳細な連絡があり次第御案内いたします。
現時点での届出の受付はできませんので、御了承ください。

記

1 業務継続計画未策定減算について

(1) 概要

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護保険サービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる必要があり(※)、この基準を満たしていない場合は、基本報酬の100分の1が減算となります。

(2) 令和7年(2025年)4月1日から減算が適用されるサービス

訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防支援、指定相当訪問型サービス

※業務継続計画の従業者への周知、研修・訓練、定期的な見直しは減算とならないための要件ではございませんが、義務となっていることを踏まえ、適切に実施していただくようお願いいたします。

2 身体拘束廃止未実施減算について

(1) 概要

以下の身体的拘束のための措置が講じられていない場合は、基本報酬の100分の1が減算となります。

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

(2) 令和7年(2025年)4月1日から減算が適用されるサービス

(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

3 根拠規定

(1) 業務継続計画の策定等

条例第32条(業務継続計画の策定等)	条例施行要領 第三の一の3(23)(業務継続計画の策定等)
指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	居宅条例第32条は、指定訪問介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定訪問介護の提供を受けられるよう、指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、登録訪問介護員等を含めて、訪問介護員等その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。
2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。	(以下略)
3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	

※訪問介護に関する規定を記載しましたが、他のサービスについても同様に義務化されております。

(2) 身体的拘束の適正化

条例第146条(指定短期入所生活介護の取扱方針)	条例施行要領 第三の八の3(4) (指定短期入所生活介護の取扱方針)
4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	③居宅条例第146条第4項及び第7項は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。
7 指定短期入所生活介護事業者は、第4項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。
8 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	なお、居宅条例第158条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	(以下略)
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	

※短期入所生活介護に関する規定を記載しましたが、他のサービスについても同様に義務化されております。

4 業務継続計画(BCP)の策定について

業務継続計画(BCP)の策定にあたっては、下記 URL に掲載されている動画や資料を御活用ください。

- (1) BCP(業務継続計画)について(八王子市ホームページ)

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/002/p031351.html>

- (2) 介護サービス事業所の BCP 策定支援事業について(東京都福祉局ホームページ)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo bcpshien.html>

- (3) 介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

5 その他

- (1) 一部サービスにおける業務継続計画未策定減算に係る経過措置の終了について

通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定相当通所型サービスについて、令和7年(2025年)3月31日までは、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、業務継続計画が未策定であっても、減算を適用しないこととされております。

令和7年(2025年)4月以降は、業務継続計画の策定をしていなければ減算適用となりますので、未策定の場合は準備を進めていただくようお願いいたします。

- (2) 重要事項の揭示に係る経過措置の終了について

全ての介護保険サービスにおいて、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、令和7年(2025年)4月以降は「書面揭示(備え付けにより自由に閲覧できる状態でも可)」に加え、重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム)に掲載・公表しなければならないこととなります。未対応の事業所は、対応を進めていただくようお願いいたします。

※居宅療養管理指導事業所については、自らが管理するホームページ等を有さず、ウェブサイトへの掲載が過重な負担となる場合は、これを行わないことができます。

※1年間にサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下である事業所については、ウェブサイトへの掲載義務はありませんが、掲載することが望ましいとされています。

※情報公表システムについては、下記 URL(福ナビ:東京都福祉保健財団 HP)を御参照ください。

<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/kohyo/>

→「事業所向け記入(入力)マニュアル(PDF 形式)」

【問い合わせ先】

(運営基準や届出について)

八王子市 福祉部 高齢者いきいき課 事業者指定担当

電話 042-620-7452/620-7294

(加算・減算の要件について)

八王子市 福祉部 介護保険課 総務・給付担当

電話 042-620-7416